

【主要部分の日本語仮訳】

COVID-19問題解決センター（CCSA）指令（第1/2564号）

（非常事態令第9条により高度管理地域と定める地域に関して）

3月26日付のタイ王国全土を対象とした非常事態宣言の発令、および8度目となる本年1月15日までの同宣言の適用期間の延長に関し、非常事態令第9条および首相指令第4/2563号第4項（2）に基づき、別表に定められる高度管理地域において、政府決定事項が行われるよう、首相は当局職員に指示する。

高度管理地域と定める地域につき、本指令の別表のリストのとおりとする。

以上の内容は、仏暦2564年（西暦2021年）1月4日午前6時00分から変更の指令があるまで適用される。

仏暦2564年1月3日

プラユット・チャンオーチャー 陸軍大将 首相

（別表）

高度管理地域と定める県一覧

- 1 バンコク都
- 2 カンチャナブリ県
- 3 チャンタブリ県
- 4 チャチュンサオ県
- 5 チュンポン県
- 6 チョンブリ県
- 7 トラート県
- 8 ターク県
- 9 ナコンナヨック県

- 10 ナコンパトム県
- 11 ノンタブリ県
- 12 パトゥンタニ県
- 13 プラチュアアップキリカン県
- 14 プラチンブリ県
- 15 アユタヤ県
- 16 ペッチャブリ県
- 17 ラーチャブリ県
- 18 ラノーン県
- 19 ラヨーン県
- 20 ロップブリ県
- 21 シンブリ県
- 22 サムットプラカン県
- 23 サムットソンクラン県
- 24 サムットサコン県
- 25 スパンブリ県
- 26 サゲオ県
- 27 サラブリ県
- 28 アントン県

合計 28 県